

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成29年7月20日

ワンクリック請求 ~請求は無視して「188」に相談~

内容

今日、家のパソコンを使って興味本位でアダルトサイトにアクセスした。無料動画があったので画面の指示に従い進んでいくと、突然、登録完了となった。画面には12万円の請求とカウントダウンの数字が表示されている。驚いてサイト業者に電話したところ、今日から3日を過ぎると延滞料が加算されると言われた。無料動画だったはずなのに納得できない。請求画面も消えない。どうしたらいいか。(70代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

インターネットで「はい」や「実行」などのボタンをクリックするときは表示されている内容をよく理解し、自分が何に同意しようとしているのか、何を実行しようとしているのかを把握することが重要です。内容が分からない場合は不用意に先に進まないようにしましょう。うっかりクリックした場合でも、業者が申込み内容を確認・訂正する画面表示をしていない場合は、契約は無効であり代金を支払う必要はありません。

ワンクリック請求は、利用者に心理的な不安や焦燥感を与えてサイトに連絡させようとしています。連絡するとメールアドレスや電話番号などの個人情報を与えることになり、業者は利用者を脅してお金を振り込ませます。請求を受けた場合はサイトに連絡してはいけません。

請求画面の張り付きは、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「情報セキュリティー安心相談窓口」を活用して除去できます。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)

長崎市消費生活センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1135)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

